

京都府議会 2023 年 2 月定例会

| | |
|---------------|----|
| みつなが敦彦議員の一般質問 | 1 |
| 島田 けい子議員の一般質問 | 8 |
| 他会派の一般質問項目 | 13 |

●京都府議会2024年2月定例会で、日本共産党のみつなが敦彦議員、島田けい子議員が行なった一般質問の概要を紹介します。

みつなが敦彦議員（日本共産党／京都市・左京区） 2月21日

防災・減災のためにも展望がもてる林業の再生と賃上げを

【光永議員】日本共産党の光永敦彦です。通告により、知事ならびに関係理事者に質問をいたします。初めに、森林環境保全と林業について伺います。

いわゆる京の都と森林は歴史的に切ってもきれない関係がありました。そもそも平安京建設のため、京北・山国地域の原生林が伐採され、これにかわり、杉や檜が植林されたことで江戸期の都に供給されるようになったといわれています。また、消費される薪（まき）や炭の薪炭材は、府北部の森林から提供されてきましたが、薪炭材はナラやクヌギが中心で、十数年ごとに伐採できたため、農山村地域にとって貴重な収入源となってきました。また京都三山にはアカマツなどがあり、それを薪（まき）として使い、町衆の暮らしを支えてきました。ちなみに大原や花脊、広河原、京北、園部、亀岡などは薪炭の生産地であり、例えば鞍馬には古き街道筋が残っていますが、それは花脊や広河原の薪炭の荷受け問屋の名残で、料理旅館が軒を連ねる貴船も、薪炭の荷受け問屋がお茶などを提供してきたのが起源と言われております。

しかし、人口増加で京都三山のアカマツなどが切れ、また時代の変遷とともに燃料が石油に代わり、人工林が国策により増加し、さらに外材を含む京都府以外の木材供給が主流となる中、森林とそれを支えてきた地域が、厳しい現実を余儀なくされています。

現在、京都府の面積の7割以上、約34万㌦を占める森林のうち、戦後、山の奥まで拡大された人工林は約12万6千㌦となっており、そのうち約6万4千㌦が放置されたままとなっています。

人工林が放置されますと根が張らず、太陽光が地面に届かないため下草が生えず、近年多発する集中豪雨等により倒木や土砂災害の危険が高まっています。そのうえ、広葉樹が減ったため食料となる実が減り、そのため温暖化の影響も含め、鹿やイノシシが草や若芽を食べつくし、例えば、芦生の原生林はかつて笹が背丈ほどもあったのに、今はほとんど自生していません。これは私の地元、左京区の山でも同様で、人工林は倒れやすくなり、広葉樹の下は草も生えないような状況で、鹿やイノシシは餌を探して集落の農産物を狙うという、負のスパイラルに陥っています。そのうえ人工林の伐採を大型機械で行うと、作業道があちこちに作られ、山の斜面の植生が痛めつけられ、再造林されず放置されると、根が腐り、数年後には保水力が各段に低下をして、土砂災害の危険度が高まります。保安林でない限り、その対応ができない状態に放置される可能性が高くなっております。

もちろん、問題の原因は単純でなく、温暖化の影響も大きいと考えます。そのため、温暖化の影響を考えながら、野性動物のエサとなる樹種を植えたり、防災対策のため、大きく育った針葉樹は伐採せず残すなど、行政や林業者、府民が温暖化を前提とした森林保全を行うことも今後は必要となってまいります。

そこでまず伺います。毎年のように、豪雨により、例えば私の地元京都市左京区でも白川の土砂流出と氾濫、松原町の土砂流出、音羽川の土砂堆積が住民の命と財産を守る上で、大きな解決すべき課題となっています。鴨川上流には1万㌦、桂川上流には10万㌦の森林が広がっており、そこが劣化すると森林の表土と一体に河川に体積が増えた水が流れ込み、水位が上昇し、河床が上がり、河川氾濫の可能性を高めるといふ森林の荒廃と河川の氾濫との関係についてどう認識されていますか。府内の実態を踏まえお答

えください。

さて、こうした実態に対し、私は京都府林務事務所や京都市の関係職員の方のお力をお借りして、一緒に左京区の山を歩き、現場調査を行い、それを踏まえ、一昨年9月定例会で、左京区内の例を挙げて、防災対策や森林環境の保全にとって、川下の京都市管理河川対策だけでなく、川上の対策と一体的整備が必要と指摘し、国・府・市の連携組織を提案したところ、昨年府と京都市の連絡調整組織が左京区役所におかれることとなりました。しかし、左京区だけでは当然対応が賄えるものではありません。もちろん、発災後は、府域で相互支援しながら復旧を進めるものの、日常的な防災対策をきめ細かく進めようとすると、その体制をどうとるのが、非常に大切になると考えます。しかし、現状では、京都府の林業技術職員さんの年齢構成がいびつとなっており、その平準化により、スキルを高めながら技術継承を行うことが必要となっています。そこで森林環境を保全しつつ、防災対策を具体的に進める上で、組織と人的体制を今後、計画的にどうしていくのか、具体的方針はどうされますか。お答えください。

また、森林の荒廃に対し、本格的な対策が必要ですが、林業として採算のとれる人工林は民間に管理運営を委託し、奥地など林業に向かない場所については、自治体が直接管理できるようになったものの、不採算林で事業を計画するのは、府内26自治体のうち3自治体のみとなっております。この結果、放置人工林の広葉樹化などは、事実上後回しとされています。

一方、外国の林業は、森づくりのコストも自然更新も含めかなり安く、木材伐出コストも低くなっており、しかも良質なものが使用、輸出されています。こうした中であっても、大分県佐伯広域森林組合は、ふつうは個別に請け負うことが多い植林や下刈り、間伐などを、同じ班が5年間同じ地域を担当することで、愛着と責任をもって丁寧な仕事が行われる条件を広げており、日本全体で再造林率が約30%に対し、佐伯広域森林組合は補助金や森林再生基金からの支払いにより、再造林費用がほぼカバーされ、100%の再造林率を誇っているとお聞きしています。これらにより、切れ目なく仕事があり、班員の収入も増え、年収1000万円以上の班員が毎年4、5人、専業の若者はだいたい500万円以上の所得となっており、独立する人も増えているなど、安定した働き方が可能となっているとお聞きします。

一方、京都では、昭和45年に3323人いた林業労働者が、令和4年は470人になり、その大きな原因の一つに、府が実施された林業労働力実態調査によると、林業事業体の平均賃金が、日額で造林で14,900円、伐出で15,000円となるなど、林業労働者の賃金が低いことにあり、年間240日以上働いている人でも、約360万円にしかありません。しかも林業労働者全体の約半数が150日から239日の間になっています。そこで、京都府として、林業労働者の賃金が引きあがり、希望が持てるようにしていくことが必要と考えますが、実態把握もふくめ、どう推進されますか。お答えください。

そのためにも、木材価格が引きあがる必要がありますが、安定的な需要を生み出すためには、今後の府立学校や大学法人などをはじめ、公共事業で府内産材の利活用を計画的に行うことも、府として実施できる対策の一つと考えます。どう拡充されますか、具体的にお答えください。ここまでよろしく願います。

【知事答弁】 光永議員のご質問にお答えいたします。

森林の荒廃と河川の氾濫との関係についてでございます。近年記録的な豪雨や台風による山地災害が多発し、流出した土砂や流木の河川への堆積により氾濫のリスクが高まるなど、山地災害の未然防止が重要だと考えております。また令和4年に左京区一条寺松原町の森林で発生した土砂流出につきましては、間伐などの手入れ不足に加え、風化の進みやすい花崗岩土壌の地表面が、雨水で削られたことに起因することが専門家を交えた調査の結果により明らかとなり、荒廃森林の整備の必要性を改めて認識したところでございます。

京都府ではこれまでから、山地災害の未然防止に向け、土砂流出の危険性が高い地区を保安林や砂防指定地に指定いたしますとともに、国の防災・減災国土強靱化対策予算などを活用し、緊急度に応じて治山ダムや砂防堰堤などの防災施設を整備してまいりました。さらに京都府豊かな森を育てる府民税を活用し、危険木の事前伐採による流木の防止や、広葉樹の植栽による土砂流出防止、保水機能の向上などの強化に取り組んでいるところでございます。

荒廃森林の整備に向けましては、市町村による森林環境贈与税を活用した間伐などの取り組みが進められておりますが、多くの市町村では林業技術職員が不在なため、京都府といたしましては京都森林経営管理サポートセンターを設立し、適正な森林管理の推進を伴走支援しているところでございます。

今後とも山地災害の未然防止対策と、適正な森林管理を着実に進め、府民の安心安全を確保してまいりたいと考えております。その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【尾瀬農林水産部長答弁】 林業技術職員の組織や人的再生についてでございます。

京都府の林業技術職員は、若手職員の構成比が高いことから、豊富な経験を必要とする防災対策業務を的確に行うためには、職員の人材育成が重要と考えております。採用後は実践的な経験を積ませるため、各校舎において防災業務を担当させ、先輩職員による技術継承を行うとともに、国などが実施する技術研修会や、府による技術検討会への参加を通じ、即戦力となる人材を育成しているところでございます。

今般の能登半島地震におきましても、山地災害の調査にあたる職員を派遣しており被災地での復旧・復興支援に従事した経験がその後の職務に活かせるものと考えております。今後とも、地域の防災対策を担う広域振興局などに職員を厚く配置し、相互連携による技術研さんや有事の際の機動的な動員など、技術力を最大限に活かせる執行体制を構築してまいります。

次に林業労働者の所得向上についてでございます。林業労働者の所得向上を図るためには、林業事業体の経営基盤を強化するとともに、製材品の供給体制を強化し、府内産木材の利用拡大を進めることが重要だと考えております。

林業事業体の経営基盤の強化に向けては、生産性向上のための高性能林業機械の導入支援に加え、安定的な事業量を確保するため、市町村による森林経営管理制度を活用した事業地の集約化や、事業体への管理委託などの取り組みを支援してきたところでございます。また製材品の供給体制の強化に向けては、集材材を二次加工するプレカット施設の規模拡大や、木材の品質向上を図るための乾燥施設の増強を支援しているところでございます。

府内産木材の利用拡大に向けては、公共事業において率先した利用を図るため、平成 22 年に全庁横断の府内産木材利用推進本部を設け、これまでに作業研究所などの公共建築物の木造化や、木製治山ダムなど土木工事での木材利用を進めてまいりました。

公共施設での木材利用は、木材の可能性や魅力を発信するランドマークになることから、昨年度には府内産木材の利用促進に関する基本方針を改定し、木造化を図る公共建築物の対象を拡大するとともに、民間建築物にも波及するよう、木材利用の目標値を新たに設定し、既に取り組みを始めているところでございます。具体的には、木造建築を手掛ける工務店などに対する技術講習会の開催に加え、CLT や集成材など新たな技術を活用した建築物の木造化を支援しております。また府民会議を開催し、木材利用の拡大に向けた機運醸成を図るとともに、住宅や商業施設などへの木造や木質化、店舗や木育施設などへの木製品の導入を支援しているところでございます。

今後とも川上から川下まで総合的な施策を講じることで、林業労働者の所得向上につなげてまいります。

【光永議員・再質問】 ご答弁頂いた点について、知事がからお話ありました治山ダムなど緊急対策、これは当然必要だと思いますけれども、やはり、手入れ不足を本格的にどう改善していくのかというのは、長期的に見た時には一番大事だと考えております。その点では、それを担う事業者をどう支援していくのかということも、京都府の公の責任として私は重要だと思います。そういう観点から 2 点再質問したいと思います。

1 点目は、事業者支援という答弁ありましたが、やはり仕事の安定的確保をどうしていくのかということが非常に大事だと思っております。その点で、私の地元左京区でも伐採後放置されているところが散見されていて、その後土砂流出の心配なところがたくさんあります。このため国府市連携した体制を強化するという事は、最初の質問で述べたとおりですけれども、そもそも一定の期間、同じ山の再造林も含めた作業を面的に行っていくということを通じて、賃金も安定的に支払われて、山主さんにも喜ばれ、さらに森林環境保全にもつながると。こういう事例が全国的にもあるし、広がってきているかと思えます。この方向を京都府としてどう推進されるのか、これはお聞かせいただきたいと思えます。

2 点目は、安定的な需要確保についてです。これは先ほど答弁にもありましたけれども、昨年 3 月に策定された基本方針があります。また一昨年 2 月に議員提案で成立しました「京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例」18 条には、「府は府内産木材の利用等に促進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講じる」とされております。

そこで、今後老朽施設の改修や建て替え時期に当たり、例えば京都府の事業の予算の何パーセントは府内産材を活用するなど、具体的かつ経年的な目標で、「仕事の需要があるんだ」ということが見えるようにしていくということが、希望を語るの一つではないかなというふうに思いますが、その点はどうされますでしょうか。お聞かせください。以上、ここまでお願いします。

【西脇知事・再答弁】光永議員の再質問にお答えいたします。

前半の質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、最近の豪雨災害・山地災害では流木、そしてまた風倒木等が流れ出て、また土砂が流出するというところでございまして、それを防ぐためには川上での森林管理を適正に行うということが重要でございまして、それは府民の安心安全のためでもありますし、そのことを通じて林業事業体に仕事ができるという両面の効果があるということは考えております。

ただなかなか予算等の財源も厳しいところがございますので、まずはすでに災害が起こったところとか、あとは要援護者のところの守るべき施設があるようなところから、緊急度・優先度を見極めながら、森林整備につきましても積極的に取り組んでまいりたいと思っております。その他の再質問については関係理事者から答弁させていただきます。

【尾瀬農林水産部長・答弁】公共事業におけます府内産木材の継続的な利用についてでございますけれども、現在、公共事業の建設の計画がされております知事部局の、例えば府営住宅の建て替えでありますとか、また教育庁とか警察本部におきましても、それぞれ増築とかあるいは建て替えの計画の中で、府内産木材の利用について計画を進めていただいておりますので、すでに、今年度あるいは来年度から、順次実施設計に取り組んでいただくという段階に来ているところでございます。

引き続き庁内の推進会議を持ちまして、しっかりと議論していく中で、府内産木材の利用が進むように取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

【光永議員・指摘要望】林務職員も含む人材確保と賃上げと仕事の安定が見通せるように、さっき述べた政策や出口戦略をしっかりと持って対策とっていただきたい、そのことを強く求めて次の質問に移りたいと思います。

建設労働者の労働条件の上場へ建退共の推進をはかれ

【光永議員】次に、建設業の持続的発展と賃上げのための建設業退職金共済制度について伺います。建設業従事者は、年々減り続け 2022 年に 479 万人となり、しかも平均年齢は全産業で 55 歳以上の比率が 31.5%に比べ、建設業界は 35.9%、29 歳以下が 12%と著しく高齢化が進んでいます。一方で新規学卒者の建設業への入職者は減少が続いてきましたが、2014 年以降 4 万人台を維持しています。とはいえ、有効求人倍率が高く、労働時間は 2022 年で全産業計に比べ約 270 時間と長時間労働となるなど、転職率も高くなっており、このままでは業界の将来が描けない事態に陥る可能性があります。その上、賃金の引き上げは資材高騰など厳しさがあるだけに、まったなしの課題となっています。私はこの間、建設業やそこで働く労働者、一人親方の方々と懇談を行ってまいりましたが、「これから大阪・関西万博が本格的に建設工事が始まれば、京都にも大きな影響がでる可能性があり、人材確保に戦々恐々としている」、また「見積もりを出しても、コンパネなど資材が上がりつづけるため、利益が見込めない」など、厳しい事態に現在追い打ちをかけています。

こうした中、11 年連続で「公共工事設計労務単価」が引き上げられ、昨年は 9 年ぶりに伸び率 5%となりました。これが、現場労働者に賃金として支払われることが必要で、その立場からわが党議員団は繰り返し公契約条例の制定等、公の役割を果たすよう求めてきました。

同時に公共事業だけでなく、全体の雇用の安定や賃上げ、そして建設業界の持続的発展のための条件整備として、私はキャリア・アップ制度とともに、「建設業退職金共済制度」に着目をいたしました。この制度は、建設現場で働く人のため共済契約者となった事業主が、被共済者である労働者の働いた日数に応じて掛け金を納付することにより、その労働者が建設業界の中で働くことをやめられたときに、勤労者退職金共済機構から、労働者に退職金が支払われる制度となっております。退職金は 20 年で約 193 万円、40 年で約 426 万円となり、決して高いわけではありませんが将来の安心につながると考えます。しかしながら、この制度に加入しているのは、令和 4 年度末で京都の事業者約 1 万 1 千のうち、契約者が 4335 で、被共済者が 34,552 人となっています。これは建設現場の人手不足もあり、また働き方改革も求められているもとで、民間工事では元請が証紙を購入して下請に交付するケースは少なく、民間工事における建退共制度の活用は進んでいないのが実態です。実際、民間の建設現場では「建退協・CCUS 適用民間工事」の黄色い標識が掲げられているのを、ほとんど見かけたことがありません。

しかし、建退協は、例えば府民共同型インフラ保全事業など規模の小さい現場であっても、また一人親方などが入っておられる場合もあります。

昨年の決算特別委員会書面審査で、私は京都府発注の公共事業はすべての事業場で当然加入しているが、民間の加入率がどうなっているか、民間の現場で「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識が掲示されているか、そもそも加入しているかについて質問をしました。しかし「加入率は把握していない」「民間については把握していない」という答弁でした。

もちろん、公共事業には加入義務があるものの、民間の現場では加入義務化されていません。しかし、国交省からも推奨されており、しかも民間の事業であっても補助金が入っている場合も少なからずあることはいうまでもありません。

そこで伺います。なぜこの制度が民間の現場で進まないのか、その原因についてどう把握していますか。また推進の必要性についてどうお考えですか。ご所見を伺います。

さて、令和2年7月に民間工事における建退共制度及び建設キャリア・アップ・システムの普及を促進するため、主として公共工事で用いられている現場標識とは別に、「建退協・CCUS適用民間工事」向けの現場標識が設けられるなど、キャリア・アップとともに制度が進みつつあります。ただ、キャリア・アップ制度は、労働者のキャリアが蓄積されても、それが賃金として反映しないという大きな課題があります。その改善には、継続的に制度設計と賃上げの仕組みを作り上げていくことが求められていますが、他方で、建退協の取り組みは、賃上げとともに、急いで進める必要があると考えます。

そのため、京都府として建退協の手続きを担う建設業協会等とも連携して、キャリア・アップ・システムとともに建退協の民間での実態を把握すべきと考えますが、いかがですか。

現在、電子申請も始まり、元請による一人親方への掛金納付も可能となっています。このため、建退協の民間での加入促進は、賃金がきちんと支払われる一定の条件になると考えます。先の決算特別委員会で、建設交通部は、その推奨のため、「業界団体とも意見交換していく」とのご答弁を頂きました。その推奨を業界団体まかせにせず、具体的に促進するための方針をもつべきと考えます。どのように進められますか、お答えください。

【建設交通部長・答弁】民間工事における建退共制度の活用状況についてでございます。建設業は、暮らしに欠かせない住宅などの建築や、道路、河川をはじめとしたインフラ整備にあたりとともに、災害が発生した際には復旧復興等の役割を担う大変重要な産業でございます。担い手を確保し、建設業を持続・発展させていくためには、企業が適正な利潤を確保し、これを原資として建設労働者の所得を向上させる環境を整備し、好循環につなげていくことが大変重要と考えております。

このため京都府では、国土強靱化5か年加速化対策の国費等も活用して必要な事業量の確保、また契約価格の適正化に努めるとともに、建設現場へのICT機器の導入による生産性向上など、企業の利潤確保につながる取組みを、補正予算も活用して推進してきたところでございます。加えて賃金の上昇など人への投資の強化などにつきましても、京都労働経済活力会議の開催などにより、公労使で取り組んでいるところでございます。賃金の中には、退職金も含まれております。各種の退職金制度の1つである建設業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法に基づき雇用主が労働者の就労日数に応じて、独立行政法人「勤労者退職金共済機構」に掛け金を納付し、退職金を積み立てていく制度であります。雇用主が変わっても就労期間の全部が通算されるなど、建設労働者にとってメリットがあり、建設企業が公共工事の入札に参加するための審査を受ける際に、建退共に加入して運用している場合には、評価点に加点をしております。

共済機構が取りまとめている、建退共制度に関する報告書などによれば、民間工事では公共工事と異なり、元請けが下請けの分まで掛け金を納付するケースは少ない等とされており、制度のメリットや意義について理解を一層深めていただくことが重要と考えております。

次に、建設キャリア・アップ・システムなどの加入実態についてでございます。建設キャリア・アップ・システムは、建設労働者が有する資格や就業履歴を電子情報として蓄積し、就業する現場が変わっても、技能等が適正に証明されるようにすることで、処遇改善につなげるシステムでございます。令和4年度末現在、京都府内において建設業許可を持つ企業は約1万1000社でございます。このシステムに登録している企業は約4000社と承知しております。一方、建退共制度の運用実態については共済機構が令和4年に取りまとめた実態調査報告書によりますと、公共工事、民間工事ともに就労日数に応じて掛け金を納付している旨を回答した元請業者が約93%、下請けでは73%であり、いずれも前回調査より増加しているものと承知しております。

次に、建退共制度の推奨についてでございます。国においては全国建設業協会をはじめとした関係団体に対して、公共・民間を問わず全ての工事に関して建設労働者への退職金も含めての適切な賃金の支払い

を要請するとともに、建退共制度に加入している建設労働者に対する掛け金について適切に納付することも合わせて要請しております。

京都府といたしましても、国と協調して府内の関係団体に要請してきたほか、民間工事への波及も念頭に、公共工事における設計労務単価を11年連続で引き上げるなどの取り組みを推進してきたところであり、引き続き建設労働者の賃金水準のさらなる改善につなげてまいりたいと考えております。

【光永議員・再質問】1点、再質問させていただきます。建退共について現在義務化されている公共の現場だけではなくて、例えばですけれども、介護保険施設だとか医療施設だとか保育園などは、補助金が入っている施設が京都府でもたくさんあると思います。直接公共でやっているところは当然、建退共に入っておられますけれども、こうした民間で、なおかつ税金が投入されている、公費が投入されているところが数多くありますが、まずはこういうところから元請けが建退共に入り、労働者等がメリットとなるように実態の把握と、そこから一般的な推奨ではなくて、そういうところはやっぱり京都府としても実情把握するなどの推進をお願いしたいと思うのですが、その点いかがでしょうか。

【建設交通部長・再答弁】光永議員の再質問にお答えいたします。民間への建退共の普及についてでございます。

京都府といたしましては、公共事業の執行量の確保、契約価格の適正化、生産性の向上の取り組みなどにより、建設企業の適正な利潤確保を図り、これを原資として建設労働者の賃金水準の向上につながるよう努めてきております。賃金の中には退職手当も含まれ、また退職金制度には建退共以外の制度もございます。

賃金やその支払いにつきましては、労働契約法などに基づき労使の自主的な交渉のもとで合意が成立するものと承知しております。このため建設企業の退職金も含めての賃金水準の向上につながるよう退職金の整備について、経営事項審査における評価点に加点するなど、意義の理解促進を図るとともに、国と協調して業界団体へ公共工事、民間工事を問わず適正な金額での計画を行うなどの要請をしているところでございまして、引き続き、建設労働者の退職金を含めた賃金水準のさらなる改善につながるよう取り組みを進めてまいります。

【光永議員・指摘】建退共以外の制度もあるのは存じておりますが、問題は今のご答弁にもありましたように、いくら元請けに例えば公共事業で払われても、現場労働者にしっかり払われているかどうかは、京都府は掴む公契約条例がありません。だから、現場の方に、民間であれ公共であれ、しっかり賃金が払われる仕組みを作ると。そういう意味では、公契約条例はやっぱり改めて、先ほどの答弁を聞いて、京都府で必要だなということを感じました。同時に、やはり先ほど述べたような、お答えいただきませんでしたけれども、公共事業ではないけれども、京都府の補助金が入ってる、市町村の補助金が入ってる事業がたくさんあるわけで、少なくともそこはですよ、退職金も含めた制度が今あるわけだから、そこで建退共を推進することが、労働者やそこに働く従事者の皆さんの、退職金やあるいはその他の賃金のアップにつながる条件が広がるわけで、そういう意味では努力をぜひお願いしておきたいと思っております。

若年がん患者への支援制度創設を歓迎すると同時に市町村での基盤整備を

【光永議員】最後にですけれども、一言、要望しておきたいと思っております。

「AYA世代」と呼ばれる18歳以上で40歳未満までの若年世代のがん患者対策についてですけれども、昨年12月に「AYA世代」ガン対策について請願が提出され、私もその実現を強く求めました。今回、当初予算に「がん患者在宅療養支援事業費」として在宅サービス等の自己負担支援制度が計上され、全域域で実施できる条件が開かれることに、関係された皆さんや府職員の皆さんの努力に私は敬意を表したいと思っております。

例えば30代で^{こうがしゅ}膠芽腫となり、全介助のお父さんの例ですけれども、乳幼児から小学生まで4人のお子さんを抱えるお母さんが「病気になってから、どんなことがあっても一緒にいると約束した。家に帰らなかったら約束を破ることになる。絶対に家に連れて帰りたい。でも、介護保険が使えずどうしたらいいのか」、こういう方がおられました。結局、在宅での電動ベッドは月約1万円かかり、また訪問入浴1回1万3000円は負担が重く、結果として緩和ケアに入院されることになりました。こうした方の願いに寄り添うことが私は本当に必要だというふうに考えております。

2021年の全国調査によりますと、在宅療養の独自支援を行っている自治体は全国で20自治体にとどまっておりますが、ほぼ共通する支援は、介護保険サービスにも存在する福祉用具対応購入や訪問入浴、訪問介護であり、助成額はサービス利用料の9割相当で介護保険と同様の運用がされております。

私は、今回の予算案を契機として、市町村での整備やサービスの基盤整備が進むように京都府として推進していただくことを強く求めて、私の質問を終わりたいと思います。

ご清聴まことにありがとうございました。

みやま診療所に常勤医師を複数確保し地域医療を守れ

【島田議員】日本共産党の島田敬子です。先に通告しています数点について関係理事者に質問します。まず、みやま診療所の医師確保をはじめ、地域医療体制の拡充について伺います。

2021年4月、美山診療所は南丹市国保みやま診療所として、再スタートいたしました。その際、南丹市は介護老人保健施設や居宅介護事業所、無料送迎や無料定額診療を廃止する一方、「自治体直営になったら、医師確保もスムーズになる」としていましたが、住民の期待は見事に裏切られる結果となり、診療所と老人保健施設が拠点となって築きあげてきた、24時間の地域包括ケア体制が根こそぎ崩れてしまいました。

2022年11月からは、辛うじて残された入院病床4床についても、当時の所長の体調不良を理由に突然休止され、土日、夜間、休日は無医地区となっております。現在、隣町の診療所から派遣された医師のご尽力により運営をされておりますが、今後の見通しふくめて、南丹市から患者・住民への十分な説明もなく、いのちや健康、くらしのことなど住民の不安が増大をしています。

入院病床がなくなって以降、美山診療所の救急受け入れができず、中部総合医療センターなどへの長距離の救急搬送が増加しています。

一人暮らしのAさんは91歳、「咳が出て息がつまりそうで熱もあって救急車を呼んだ」たまたま娘さんが来ておられて救急車に同乗され中部総合医療センターへ救急搬送されました。「あの道での揺れはほんまにきつかった。病院は検査が終わると、深夜なのに何ともないからと返された」とのことです。Nさんは67歳「天地がぐるぐる回って、苦しいて、意識もはっきりせず、はよついで、はよついで、そればかりで運ばれて、その後、みやま診療所の先生にメニューエルと診断してもらい、今は安定している」ということです。以前の診療所なら、一晩入院して様子を見て、帰宅することができた症例です。

住民の皆さんは、「長距離搬送より、身近な入院の施設がほしい。周辺地域を切り捨てるのではなく、安心の医療体制をつくってほしい」と、座り込みや署名活動、そして、南丹市や本府にもたびたび要請にいられています。

私のこれまでの質問に対し、知事は「診療所が地元にとって命綱ということについては十分理解している」「府民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、必要な時に、適切な医療を受けられる体制を構築することが重要だ」「努力する」と述べてこられました。

そして、入院病床休止の際は、「当面の間中止は、やむを得ないが、夜間体制も含めた診療所の体制を検討している」と答弁をされておりましたが、現在もなお、入院病床は休止のままです。

そこでしょうか。住民の命綱といわれた美山診療所の機能が明確に後退しています。この現状についてどのように考えておられますか。また、地域医療を守る観点からその責任を果たせていないことについて、どのような認識をお持ちか伺います。

美山の医療を守る会の皆さんが、本府に対し、診療所に複数の常勤医師確保と、入院ベッド4床の再開、土日祝日及び平日の夜間の無医師状態の解消を要望されていますが、知事はどのように回答されますか。入院病床の再開に向けた具体的な目途、南丹市との協議状況はどのようになっていますか。お答えください。

これまで、京都府医師確保計画では、僻地医療や救急医療等の政策医療を担う医師が不足する地域を「医師少数スポット」とし、南丹圏域を位置付けて、医師確保を優先的に図っていく地域としてきましたが、これまでの取り組みについての評価をお聞かせください。現状をみますと、医師体制は後退しています。今後も優先的に取り組む必要がありますが、いかがでしょうか。

緊急課題として、この4月以降、現在の診療所体制さえ、維持できるのか、住民の不安が広がっています。本府として医師確保の責任を果たすべきです。いかがですか。

老朽化すすむ京北病院の抜本改築を

【島田議員】最後に、みやま診療所と連携して住民の命を支える京北病院についてです。

京北病院は、築40年が経過し、老朽化した病院の抜本改築が急がれます。メイン廊下を含めあちこちで雨漏りがし、壊れた内視鏡検査機器も更新されない事態であり、職員や住民の皆さんが、この病院は一体どうなるのかと不安に感じておられます。

京都市が、2023年3月に策定をした「独立行政法人京都市立病院の第4期中期計画」では、京北病院が京北地域の唯一の救急告示病院として救急医療を提供する役割や、地域包括ケアの拠点としても重要な役割をもつと明記をする一方、人口減少と高齢化があり、収益はコロナ禍の補助金で赤字を最小限にとどめたとはいえ、経営的には大きな課題となっているとして、今後4年間で、病院が果たす機能の在り方を検討するとしています。しかも、現場抜きで、効率最優先の検討が始まっていることに職場や住民から怒りの声が上がっています。京都市ではこの間、コストカットで、市立看護短大や行政区保健所を廃止する等、医療や福祉の分野での切り捨てが進んでいます。また、南丹市では、当初予算案では、補助金の1割カット、職員給与1%カットがうちだされ、みやま診療所の歳入歳出も大幅に削減されています。みやま診療所も京北病院もコストカットで機能縮小などがおこらないよう、府としても、地域医療を守る立場からリーダーシップを発揮していただきたいと考えますがいかがですか。お答えください。

【西脇知事・答弁】国保南丹みやま診療所についてでございます。府民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、必要な時に適切な医療が受けられる体制を構築することが重要であり、そのためには、それぞれの地域の実情に応じて病院や診療所が相互に連携し、地域全体で医療を提供していくことが重要だと考えております。

国保南丹みやま診療所につきましては、令和3年4月に、公設民営方式の医療法人財団みやま健康会による運営から南丹市直営の国保診療所としての運営に変更し、美山地域での必要な医療が提供されてきたものと承知をしております。

京都府といたしましても、これまでから、南丹市の意向を踏まえ、府立医科大学などと連携し、僻地医療拠点病院である京都中部総合医療センターを通じ、国保南丹みやま診療所へ医師を派遣するなど、地域医療を支えているところでございます。地域の住民の方々からの要望につきましては、引き続き、南丹市の意向を十分確認しながら、府立医科大学などと連携をし、地域に必要な医療提供体制が確保されるよう努めてまいりたいと考えております。その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【長谷川健康福祉部長・答弁】

国保南丹みやま診療所についてでございます。国保南丹みやま診療所の入院病床については令和4年11月から休止されておりますが、京都府といたしましては、南丹市と情報共有を図るとともに、地域の構想調整会議で議論を行い、病院と診療所の相互連携により地域全体に必要な医療提供体制の確保に努めているところでございます。南丹医療圏につきましては、京都中部総合医療センターと国保京丹波病院を壁地医療拠点病院に指定し、府立医科大学から両病院に70人を超える医師を派遣するなど、医師確保に努めております。

また、国保南丹みやま診療所をはじめとした国保診療所に対しては、運営や設備整備にかかる財政支援を行うなど、壁地医療対策を実施しているところでございます。今後は、現在改定を進めております京都府保険医療計画において、南丹医療圏などを重点的に医師確保を推進する地域に位置づけ、府立医科大学と連携した医師確保対策に一層取り組んでまいります。

次に、京北病院についてでございます。令和4年度に策定された「独立行政法人京都市立病院機構第4期中期計画」において、京北病院は地域包括ケアの拠点として、入院診療から在宅医療まで地域に根差した医療・介護を提供することを役割として位置づけられております。また、救急告示病院として南丹医療圏からの救急患者も受け入れるなど、地域の医療ニーズに応じた役割を果たされているところでございます。

京都府といたしましては、今後も地域医療構想調整会議等の場を通じまして、地域に必要な医療提供体制が確保されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

効率化優先ではなく知事は地域医療守るためリーダーシップを

【島田議員・再質問】再質問ですが、先ほど診療所の医師確保について4月からの見通しは立っているのか、この点、お答えがなかったのでお答えください。また、今いらっしゃる先生が継続されたとしても、複数の医師配置がなければ、土日、祝日、夜間は無医地区です。救急搬送も孤独死などの事例も増え続けています。住民の命がかかっています。常勤の医師を複数確保し、入院病床を再開し、一時救急医療体制を作るべきです。

もう1点質問ですが、入院病床の必要性についての認識を再度お知事に伺います。よろしく申し上げます。

【西脇知事・再答弁】島田議員の再質問にお答えいたします。本年4月以降の診療体制についてでございますけれども、私どもとしては、引き続き、南丹市の意向も十分に確認をしながら、府立医科大学などとの連携をし、今後とも地域に必要な医療提供体制が確保されるように努めてまいりたいと考えております。

また、入院につきましては、入院が必要な場合には京都中部総合医療センターなどの近隣病院で適切に対応いただいているところがございます。今後も病院と診療所が相互に連携をし、地域に必要な医療提供体制が確保されるように引き続き努めてまいりたいと考えております。

【島田議員・指摘要望】ご答弁をいただきましたが、見通しがしっかり立っていないという現状ですかね、ご努力中とのお話でありました。南丹市の意向ということですが、南丹市長は「壁地医療の支援の拠点病院である中部総合医療センターの体制が貧弱だ」と議会答弁をされています。現在見直し中の京都府保険医療計画中間案では、病院医師が5名増えたものの、増加率は府内で1番少なく、診療所の医医師は1人減となり、南丹圏域が国の医師偏在指標で新たに医師少数区域になりました。重点的に医師確保を推進する地域だということですが、それならばですね、全力で取り組んでいただきたいというふうに思います。

京北病院についても、これ体制が弱まっているので救急受け入れの件数が減っているのです、現実には。私は、みやま診療所も京北病院も、住民の命を守る砦としてですね、経営効率最優先で医療提供体制を縮小するようなことはあってはならないと思うわけで、知事のリーダーシップを求めたいと思います。答弁がありましたように、府内どこでも安心して住み続けることができる地域医療体制をしっかり作っていただくために、知事のリーダーシップを重ねて求めておきます。

化学物質過敏症の当事者の声を聞き、寄り添った対策を

【島田議員】次に、「香りの害」いわゆる「香害」及び化学物質過敏症対策について伺います。

「香害」とは、香りを長続きさせる柔軟剤や合成洗剤等、他人が使った日用品により受ける健康被害のことです。

最近では香だけでなく、抗菌・消臭成分を長続きさせる製品が登場し、被害を広げています。人体に悪影響を及ぼす有害な化学物質が空気を汚染し、健康被害を生んでいるのです。大人に比べても感受性の強い子どもたちは被害を受けやすく、体調不良のまま、不登校になる事例もあります。

私は、昨年、化学物質過敏症当事者でもある府立高校の生徒さんがから案内を受け、京都府議会にも理解と協力をと要請され、9月に下京区で開催された、「化学物質過敏症・香害・SDGS パネル展」を訪ねました。

パネル展には、「どこへ行っても口がしびれ、頭が重く、体が締め付けられるように痛む。職場の香害で職を失った」「周りのにおいに耐えきれず部活をやめ、授業にも出られない。青春や進路を奪われている」「6歳の息子が、幼稚園に行くのが苦しいというようになり、休むことを決めた。息子の社会生活は6歳で終わったのでしょうか。どうか助けてください」。小さい子どもの直筆らしい手紙には「今日はいしゃにいった。においがきつかった。苦しかった」などの声が寄せられていました。小さな子どもたちの苦しむ姿をみるにつけ、早く何とかしないといけない。そんな思いを強くしました。

私は、2121年9月定例会以降、この問題を何度も取り上げてきました。

まずは、この問題に対する正しい理解のために啓発が必要と要望させていただいた、京都府のホームページの掲載内容の改善が行われました。丹後振興局のホームページでは、登下校や日常生活の中での農薬や除草剤でも症状が悪化し救急搬送されるなどの重症の子どもさんを持つお母さんたちの働きかけで、農薬なども含む内容でより分かりやすく掲載されるようになりました。

この間、日本消費者連盟、香害をなくす連絡会などが、洗剤大手メーカーに製品の販売規制を行うよう求めるとともに、国への要請を続けておられますが、2022年2月には岸田首相は「研究を進める。公共の場での香りの自粛を啓発していく」と答弁しましたが遅々として進みません。本府も実態をつかみ、国へ要請していただく必要があります。

今回は、学校での対策について伺います。

京都府教育委員会の「児童生徒の健康と体力の現状」の報告では、令和3年度、化学物質過敏症の児童生徒数は小学校43名、中学校88名、高等学校33名、計219名となっています。

文部科学省や厚生省のマニュアルでは、「洗剤・芳香剤・消臭剤等」に含まれる化学物質の子どもへの

影響を指摘しており、各学校では、こうした製品の化学物質が学習環境に過度に持ち込まれないよう、対策を講じることが必要です。これらを受けての、府教育委員会の現状認識と現在の取り組みについて、お聞かせください。

いま、一番大事なことは、化学物質過敏症や香害に悩む当事者の声を聞き、寄り添うことです。そして、自分ではそれと気づかずに様々な症状に苦しんでいる「過敏症予備軍」の子や保護者に気づきを与えるためのアンケートが効果的であると考えております。

宝塚市教育委員会は、昨年5月、宝塚市立の小中学生1万6882に対し、プリント配布やWEBでのアンケート調査を実施、3078件の回答が寄せられ、その中で、人工的な香料で不快と感じた子供は27.8%、体調不良を起こしたことがある子どもは7.8%に上っています。頭痛や吐き気で悩まされている子どもの声が出されるとともに、香料を使用しないほしい、給食エプロンを個人持ちにして欲しいなどの要望が出されました。これらを受けて、市教育委員会は、2学期から共用していた給食エプロンを、希望する人は個人持ちにすることとし、授業参観時の保護者の衣服についても配慮するよう啓発する取り組みが行なわれております。

また、沖縄県教育委員会は、県立高校と特別支援学校、県立中学校の児童生徒を対象にした調査を実施しました。

化学物質や香りで体調が悪くなったことがあると答えた児童生徒は、95校中51校の計634人に上ることが明らかになりました。そして、令和4年度から、保健調査票に「化学物質や香りで体調が悪くなったことがある」などの項目を記載することとなりました。

そこでまず、教育委員会に伺います。

一つ目に、本府でも、他自治体の経験に学び、児童生徒・保護者等の声を聞くなどのアンケート調査を行い、実態を把握すべきですが、いかがですか。

二つ目には、養護教諭等、教職員、学童保育指導員、保育士など、子どもにかかわる方々に対し、香り製品や柔軟剤等の自粛を行うよう関係機関に働きかけるべきと考えますが、いかがですか。

また、就学前健康診査に際し、教員・保護者向けに化学物質過敏症の説明文書の配布など、研修と啓発を行うべきと考えますが、いかがですか。

三つ目には、化学物質過敏症の生徒が在籍する府立学校で、生徒の声に寄り添い、換気設備を改善したり、手洗い石鹸を無香料のものに変えるなど、合理的配慮の取り組みが行われていますが、これら学校の対応に予算面でも支援するとともに、すべての学校での学ぶ環境を向上させるための取り組みを求めます。いかがですか。

四つ目には、保健調査票等に化学物質過敏症に関する質問事項を追加し、丁寧な実態把握と個別支援体制の整備を求めます。いかがですか。

府の相談体制について、消費生活センターでは相談対応に限界があり、各保健所の相談窓口での対応についても改善が必要です。府として、専用の担当窓口をつくるとともに、各保健所の担当者に対し、化学物質過敏症について正確な理解と知識を深めるよう、スキルアップに取り組む必要があると考えます。いかがですか。

【長谷川健康福祉部長・答弁】香害及び化学物質過敏症対策に関する京都府の相談体制についてでございます。京都府消費生活安全センターにおきましては、まず相談内容を丁寧にお聞きし、その内容に応じて保健所や法律相談窓口などより専門的な機関をご案内しているところでございます。保健所等では毎年保健師等が、国などが実施する研修を受講しており、専門的知識を習得した職員がその相談に応じているところでございます。京都府といたしましては、引き続き職員の専門的知識の向上に努め府民の方からの相談に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

【前川教育長・答弁】公害及び化学物質過敏症についてでございますが、全ての子どもたちが安心して過ごせるよう快適な学習環境を確保することは重要であると考えております。京都市を除く府内の公立学校では教室の壁紙や床のワックス、柔軟剤の代わりなど、いわゆる化学物質が原因で不調を訴える児童生徒が令和4年度調査地点でございますが106人0.1%から0.2%の割合で在籍しており、その原因や症状には個人差があるため、その状況に応じた各学校での対応が必要でございます。そのため学校では、毎年学校環境衛生基準に基づいた検査を行い改善が必要な場合は速やかに対応するとともに、保護者とも連携して一人一人の状況に応じた対応に取り組んでいるところでございます。

児童生徒の実態については、年度当初に実施する保険調査等により把握しているところでございます。保険調査票には化学物質過敏症や香りへの配慮を含め、保護者が学校と共有したい、健康上気になることなどを詳細に記入できる欄があり、その内容については担任、教諭等が確認を行っております。また必要に応じて健康相談も行っており、学校医・学校薬剤師、主事等の助言も踏まえて児童生徒が安心して生活するための配慮事項を確認した上で、全教職員で情報を共有し対応しているところでございます。

教職員や保護者への啓発や関係機関への働きかけですが、文部科学省など関係省庁が作成した「香りに関するポスター」を活用し、香り付き製品や柔軟剤等の使用料の目安と参考にするよう周知するとともに、昨年11月に実施した学校保健課保健関係者を対象とした研修会で新たに香りへの配慮が必要な児童生徒への対応や保護者への啓発の必要性、方法についての理解を深めました。一方、児童生徒に対しては一律に対応するのではなく保護者も含めてその思いを十分受け止めながら進める必要があるため、各校の求めに応じて支援を行っているところでございます。また保健調査票への項目の追加ですが、新たな項目を追加するのではなく現在の詳細な記述ができる欄を健康相談等に活用することが有効であると考えており、それらを学年間、学校間での確認や申し送りにも活用し引き続き切れ目のない支援体制を維持してまいりたいと考えております。

府教育委員会といたしましては、児童生徒が学校で安心して過ごせるよう引き続き市長町教育委員会とも連携し、一人一人の状況に応じたきめ細かな対応に努めてまいります。

他自治体のように子どもたちの声聞くアンケートの実施を

【島田議員・再質問】私が一番胸を痛めるのは、発症のきっかけが保育園や学校と多いものが多いことです。柔軟剤の香りが充満する教室にいらなくなりしんどくなったら保健室で休むこともできない、1人別の部屋に行ったり廊下にある椅子に座って過ごすこともあるのです。またある子は強い洗剤や花壇の殺虫剤で呼吸困難になるので学校では使わないようにしてほしいと言っています。強い香りがリモートのパソコンに移り、リモート事業も受けられなくなった子供もいます。これらは子供のせいではありません。一人一人の状況に応じた対応を行っているということですが、その児童生徒が学校に行けなくなったり、休みがちになって勉強が続けられるかどうか不安の毎日の中で苦しんでいる、このことに教育長、知事は心を寄せていただきたいというふうに思っております。保険調査票等で把握しているとのことですが、紹介しました他の自治体の取り組みで明らかなように化学物質過敏症という診断までたどり着いていない児童生徒が多数いることは明らかです。全ての子供たちの声を、この際アンケート調査などで実施して欲しいとお尋ねをしております。できない理由をお示しください。ご答弁をお願いいたします。

【前川教育長・再答弁】アンケート調査でございますが、先ほども申し上げましたように現在、学校保健調査等で詳細に把握をできているというふうに考えております。個別の対応によりの確に対応するためにはアンケートというようなことよりもその子供の状況をしっかりと聞きし、また専門医主治医とのご意見も把握した上で子供たちに寄り添うよう対応してまいりたいというふうに考えております。

【島田議員・指摘要望】1人1人の子どもたちの状況に応じて対応するのは、当然です。でも先ほど紹介もしましたがけれども、個人差もあって対応が難しい事例もあるとおっしゃいましたが、学校によって対応が違ういろいろな悩みながら行ってらっしゃるんです。これまでである北部の小学校で別教室を化学物質過敏症対応で改修したり、府立高校でも取り組みをやっているところもありますけれども、しかし現状はですね、特に冬場などは柔軟剤の香りで教室に充満して勉強ができなくなる。頭が真っ白になる。鼻血がでる。こんな体験を子どもたちはしているんです。子どもたちはみんなと一緒に勉強したいだけです。遊びたいだけです。環境の改善のために調査は絶対にやってほしい。そして年1回きりの揮発性有機化合物の検査について頻度を増やし子どもたちが現に学んでいる最中の教室で測定していただくなどの内容改善も要望しておきたいというふうに思っております。

アメリカ疾病対策センターでは2009年1万5000人の職員に対し、合成洗剤入り香り柔軟剤の使用自粛を要請し、香料製品は禁止しています。欧州では、香料入りマイクロプラスチックの規制を謳っています。日本の場合は規制もしないし、他国で販売が中止された製品の受け皿とも言うべき事態です。諸外国の取り組みを日本も学ぶべきであります。

最後に要望です。化学物質過敏症の治療や診断を行う医療機関が限られております。府立医科大学病院でも専門の医師を養成し、治療研究にも取り組んでいただきたい。要望して終わります。ご清聴ありがとうございました。

《他党派の一般質問項目》

2月9日

園崎弘道議員（自民・城陽市）

1. 環境先進地・京都の推進を目指した取組について
2. 京都府版スタートアップの推進について
3. 京都を舞台とした社会課題解決型の学習の展開について

池田輝彦議員（公明・宇治市／久世郡）

1. ケアリーバーへの支援について
2. オーバードーズの防止について
3. ネット依存への取組について
4. 学校図書について

上倉淑敬議員（維新・京都市伏見区）

1. 新生児マスククリーニングの対象拡大について
2. 外国人の運転免許の取得について

渡辺邦子議員（自民・京都市伏見区）

1. 防災教育の重要性について
2. 府庁旧本館の利活用について
3. 献血の普及・啓発推進について

2月10日

山口勝議員（公明・京都市伏見区）

1. 超ソロ社会への対応と孤独・孤立支援について
2. 女性活躍の推進について
3. 自殺対策について

津田裕也議員（自民党・京都市北区）

1. 広報戦略について
2. 大学・学生のまち京都について
3. 鴨川デルタについて

畑本久仁枝（維新・京都市西京区）

1. 児童虐待の未然防止に向けた取組について
2. 気候変動対策への取組について
3. 府市連携による観光周遊について

増田大輔議員（府民・京都市伏見区）

1. 地域公共交通政策の取組について
2. 伝統文化の継承・発展について

3. 認知症対策について

武田光樹議員（自民党・福知山市）

1. 中小企業のデジタル人材の育成・確保について
2. 不妊治療の現状と今後の取組への展望について
3. 建設業の人手不足について

2月13日

兎本和久議員（自民・木津川市／相楽郡）

1. 府南部地域の道路ネットワークについて
2. 府営水道の広域水運用システムについて
3. 学研都市と大阪・関西万博について

西條利洋議員（維新・長岡京／乙訓郡）

1. 府職員の育休取得率の向上について
2. 小・中学校における健康診断の着脱衣について

岡本和徳議員（府民・京都市右京区）

1. 親子通園支援事業について
2. 高校生の多様化するニーズに応える新たな留学支援制度について
3. 交通死亡事故の抑止対策について

青木義照議員（自民・京都市中京区）

1. 人手不足・DX時代における効果的な企業誘致について
2. 地域文化の拠点としての文化施設について
3. 匿名・流動型犯罪グループの取締りにについて